

テキスト補正情報

テキストの一部に、不適切な記載があったため、以下に訂正させていただきます。
ご購入の皆様には大変ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。
お手数をおかけ致しますが、下記訂正内容をご確認の上、ご利用ください。

<講座用テキスト：社保編>

国民年金

◆誤記等訂正表 <過去問 Vol.3 国年>

頁	誤	正
59 No.108 (H29- 09A)	No.108 (H29-09A) 1行目 平成29年2月28日であり	平成29年2月27日であり

社会一般

◆誤記等訂正表 <インプットテキスト>

頁	内容
117	<p>該当箇所：③*1 企業型年金の掛金（原則額）の区分 内容：図表と枠囲みの説明文（4行分）を以下の内容に差替え ↓ 対象者 他制度加入者以外 他制度加入者</p> <p>拠出 限度額 年間 660,000 円 （@55,000 円）</p> <p>年間 330,000 円 （@27,500 円） （平 27 択）</p> <p>「他制度加入者」とは、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、事業主が実施している確定給付企業年金の加入者などをいう。</p> <p>○ iDeCo の掛金額は、月額 2 万円（DB 等の他制度にも加入している場合は月額 1.2 万円）を上限とし、かつ、事業主の拠出額と合算して月額 5.5 万円（同 2.75 万円）の範囲内とする。</p> <p>○ 企業型 DC の加入者掛金の拠出（マッチング拠出）を選択している場合などは、iDeCo への加入ができない。</p>

改正法マスター講座テキスト

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
58 中段あたり	70歳到達後に請求する場合の5年前時点での繰下げ申出みなし制度 (法第28条第5項：令和4年5月1日施行)	70歳到達後に請求する場合の5年前時点での繰下げ申出みなし制度 (法第28条第5項：令和5年4月1日施行)